

不動産が大好き



1月は少しゆっくりとさせていただきました。見るともなくテレビをつけ、大阪国際女子マラソンの実況を見ていましたところ、提供スポンサーのゼネコンのCMで「建設大好き」というキャッチコピーが写し出されました。新入社員らしい女性現場監督員が先輩社員から実務的な教育を受けるというコンセプトでのコピーでした。

ハツとして身を起こし、姿勢を正しました。琴線にふれたのです。そうだ！「不動産が大好き」なんだ。会社を立ち上げて45年、ずーっと不動産の仕事に携わってきましたが、まだまだ新しい切り口や違った展開での不動産事業に関心があり魅力を感じています。こうこうこんな様に物件をコンバージョンしてマーケットに出したいなとか、もっと最適な利活用の方法はとか、こういう手法で新しい取り組みをしてみたい…等々。次々とアイデアや物件が湧き出てきてまいります。

多少の曲折を経て、不動産業という仕事にたどりつき生涯の仕事となったことに感謝し、社員のみなさまにも「不動産が大好き」という同じスタンスでお客様に接することを都ハウジングのこころ（社是）として確立し、業務にあたってまいりたいと存じます。このように仕事をさせていただいているのも、お客様あってのことと改めてお礼を申し上げます。引き続きよろしくご厚誼を賜りますように、お願い申し上げます。
(社主 岡本 秀巳)

ご心配をお掛けしました



昨年9月16日から約二ヶ月間、家内が怪我をし介護で仕事を休みました。

当初、足の痛みは打ち身によるものと言われ、自宅療養をしていましたが、家内の容態は改善せず、起き上がることもできず、両手で腕を引かないとトイレにも行けないような状態でした。

念のためにと介護保険の手続きをした際、ケアマネージャーからの勧めで近所の整形外科を受診し「骨にヒビが入っている」ことが判明、不明だった原因が分かり一安心した矢先、急にまったく歩けなくなり「痛い痛い」と言うばかりで本当に困ってしまいました。

再度、整形外科を受診したところ、今度は「完全に折れてしまっている」と言われ、大津赤十字病院へ入院し、人工骨頭置換手術をすることになりました。手術後数日して痛みは取れましたが、歩くにはほど遠い状態のまま、今度はリハビリ専門病院に転院。家内は家に帰りたい一心でリハビリに専念したようです。

その後、暫くして一人でトイレにも行けるようになり、今年の1月5日に無事退院しました。今では一人で近くのスーパーに買い物に行き、日常のことはだいたいできるように回復しています。家内は40年間連れ添った戦友のようなものです。最初は、回復しないのではないかと何度も思いましたが、これで一安心です。

9月16日から入院する10月24日までの間、1日7～8回のトイレに連れて行かなくてはならないこと、特に夜中に2～3回のトイレにはまいてしまい、介護の厳しさを身をもって痛感しました。またこの間、娘が週に2日ほど午前中応援に来てくれ、午前中のみでも出社できたことで、気分転換もはかれたことを有り難く感じています。



何よりも有り難かったのは、家内を看護している間に、私の担当分を他の社員に振分け、業務量を減らしてもらい、退社時間も1時間早く退社させてもらったことでした。介護は、会社、役所等の応援がなければ、家族だけではどうにもならないことを思い知らされました。皆様に感謝・感謝です。(不動産営業部門 西田 幸夫)

賃貸不動産経営管理士試験に合格致しました！



昨年11月18日に行われました賃貸不動産経営管理士試験に合格致しました！受験者数の増加、問題の高難度化、合格率低下など不安でしたが、合格しホッとしております。

さて、皆様はご存知かと思いますが、‘管理業’は不動産業ではあるものの‘賃貸業・売買業’といった【宅地建物取引業】には含まれません。加えて、【宅地建物取引業】を事業とする宅建業者や宅地建物取引士にはそれらを規制する【宅地建物取引業法】という法律がありますが、‘管理業’については現時点で規制する為の法律はなく国土交通大臣に登録するというシステムがあるばかりです。ですので、‘賃貸不動産経営管理士’についても現時点では、業界の統一資格にとどまります。しかしながら、昨今の賃貸管理業界を取り巻く多くの事件や、問題を踏まえて国は‘管理業’、そして、‘賃貸不動産経営管理士’についての法制化を進める流れとなっております。



当社では社員の過半数をこえる9名の賃貸不動産経営管理士試験合格者がおります。今後、より複雑化するであろう不動産業界をプロフェッショナルとしてよりオーナー様に寄り添い尽力してまいります。

(管理営業部門 課長 増田義久)

市民後見人として

京都市では1年間の養成研修期間を経て、2014年度から市民後見人制度がスタートしました。私は第1号の後見人として同年8月に受任し、被後見人Hさんの身上看護と権利擁護の業務に携わってきました。

高齢者の増加と共に、身体障がい者や認知症などの精神障がい者が多くなり、お世話の仕事が大変になってきています。その中でも高齢で身よりも無く障がいのある生活保護受給者は公的扶助や介護制度に頼ることになりますが、認知症になると行政の取扱いが難しくなり、後見人が必要となります。

この様な時代の到来に備え、各地の行政機関は住民のボランティアを募り、市民後見人として養成し、首長が家庭裁判所に前述の様な人について後見申立を行い、受任は市民後見人が担うという制度などに取り組んでいます。

私の担当したHさんは、パーキンソン病で行動に制約がある上に発語困難でコミュニケーションが難しく、首振りと眉の動きでイエス・ノーを推し測るしかなく、入所していた施設の職員にとっても扱いの難しい方でした。

市民後見人の扱う被後見人の中では最長の期間頑張っていたのですが、残念ながら昨秋に永眠され、1月末に家庭裁判所に最終の報告を行いこの方の後見業務が終わりました。



振り返りますと、後見人としての役割りを果たすなかで福祉や介護の分野に主体的に関わり弱者への寄り添いを身をもって体験して、ほんの少しばかり“やさしさ”ということが判った様に思います。

当社は高齢者のすまい斡旋や、サ高住・老人ホームの入所紹介の業務を京都の不動産業界の中で先進的に進めており、この中で経験を生かしてまいりたいと考えています。合掌。

(社主 岡本 秀巳)